小樽市景観計画 (素案)の概要について

1.景観計画策定の背景等

「小樽市の景観行政の取組]

小樽市では、昭和58年運河地区などにある歴史的建造物や景観地区の保全などを目的として、北海道で初めての景観条例である「小樽市歴史的建造物及び景観地区保全条例」を制定しました。

その後、平成4年には先の条例を発展的に解消し、歴史的景観に加え本市の特徴である自然 景観・眺望景観を守るとともに新築される建物の景観誘導などを盛り込んだ「小樽の歴史と 自然を生かしたまちづくり景観条例」を制定し、景観行政を進めてめてきました。

[景観計画策定の背景]

全国の地方公共団体において、500以上の景観条例の制定など、積極的な地域独自の景観の整備・保全の取組が行われています。しかし、このような地方公共団体による自主条例に基づく景観行政には、いざというときの強制力がないなど一定の限界があったことから、国では、景観に関する総合的な法律である「景観法」を制定し、平成17年6月に全面施行しました。このような背景を受け、法律では施策の実施主体を「景観行政団体」と位置付けていることから、小樽市も平成18年11月に景観法に基づく景観行政団体になり、景観行政の指針となる「景観計画」を策定することとしました。

「景観計画策定の目的]

景観法に基づく「景観計画」を定め、これを市条例に盛り込むことにより、景観計画が法に基づく施策へと移行することになり、より実効性のある規制誘導を行うことが可能となります。このことにより、本市の良好な都市景観を保全し、育成し、及び創出することを目的とします。

2.景観計画(素案)の概要

第1章 小樽市の景観とこれまでの取組(本編P1~)

本市の景観に関連する社会的背景と取組を記載しています。

第2章 景観形成の基本目標(本編P3)

自然景観の保全を図り、自然と街並みの調和がとれたまちづくりを進めます。 歴史景観の保全を図り、歴史と文化の香り高いまちづくりを進めます。

小樽らしい都市景観の創出を図り、潤いと活力に満ちたまちづくりを進めます。

第3章 景観計画の区域(本編P4~)

(1)景観計画区域

これまでの景観行政を継承し、「市域全域」を指定しています。

(2)小樽歴史景観区域

景観計画区域のうち、小樽の歴史と文化を形成している重要な地域を「小樽歴史景観区域として指定しています。

現在の「特別景観形成地区」の名称を変更したもので、範囲は同じ131.6haとしています。

この小樽歴史景観区域を景観の特性や歴史的背景を考慮して15の地区に区分しています。

これまでの11地区から15地区に細分化し、地区ごとの考え方や基準を設けています。

第4章 良好な景観の形成に関する方針(本編P8~)

- 1.市域全域における良好な景観の形成に関する方針
- (1)景観形成の基本方針

小樽固有の自然・歴史・文化の継承と創造

景観形成の核となるシンボル空間の創造

地区の特性を生かした個性的で調和のとれた街並み景観の創造

四季折々の変化や時の移り変わりを大切にした都市景観の創造

(2)景観形成の考え方

市域全域を地区の特性などを踏まえ3地区に分け、それぞれの地区の景観形成の考え方を示しています。(地区は、「小樽市総合計画」による)

北西部地区(塩谷地区、長橋・オタモイ地区、高島地区)

	(mm 3 = (Nik
背景の山々	街並みの背景となる山並みの保全を図るとともに、これらと調和した景観の
月泉の山マ	創出に努めます。
市街地	漁家建築や神社などの歴史的建造物の保全を図るほか、新たに建てられる建
117 117 11	築物等についても、周囲と調和した景観の創出に努めます。
海	フェリーなどから市街地を望む景観に配慮し、調和のとれた街並みの形成に
/母	努めます。

中部地区(手宮地区、中央地区、山手地区、南小樽地区)

	·
背景の山々	街並みの背景となる山並みの保全を図るとともに、これらと調和した景観の
月泉の山々	創出に努めます。
市街地	建物の規模やデザインなどは、周辺や背景となる海や山並みと調和したもの
11717176	となるよう努めます。
歴史景観地区	歴史的建造物を保全・活用しながら新旧調和のとれた街並みの形成に努
歴史京観地区	めます。
港湾地区	ウォーターフロントの特性を生かした魅力ある港湾景観の形成に努めま
	す。
海	フェリーなどから市街地を望む景観に配慮し、調和のとれた街並みの形成に
/ 岁	努めます。

東南部地区(朝里地区、銭函地区、石狩湾新港地区)

_		·
	背景の山々	街並みの背景となる山並みの保全を図るとともに、これらと調和した景観の
		創出に努めます。
I	市街地	緑豊かで潤いのある住宅地景観の形成を推進するため、宅地内の緑化など草
		花による修景に努めます。
Ī	海	フェリーなどから市街地を望む景観に配慮し、調和のとれた街並みの形成に
		努めます。

(3)自然景観等の保全について

これまでと同様、法律や道、市の条例により自然景観等の保全に努めることとしています。

2. 小樽歴史景観区域における良好な景観の形成に関する方針

(1)景観形成の基本方針

歴史的建造物周辺などの景観拠点の保全や新たな拠点の創出に努めるとともに、これらを結びつけることにより、小樽らしい歴史景観区域の形成に努めます。

景観拠点から市街地にのびる主要な道路沿いの景観や主要な交差点などで見られる景観など、それぞれの特性に応じた街並み景観の形成に努めます。

小樽歴史景観区域の景観効果を周辺地区へ波及させ、各地区の特性に応じた都市景観の 形成に努めます。

(2)景観形成の考え方

15地区それぞれの景観形成の考え方を示しています。

第5章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項(本編P30~)

1.市域全域における良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

(1)届出の対象行為

	(· //i — · ·	7/11 - 7/35/13/13	
		行為の区分	規模
	建築物	新築、増築、改築又は移転	・高さが15メートルを超えるもの ・延べ面積が500平方メートルを超えるもの
		外観の変更など	・変更面積がその面の過半となるもの

	RC 柱、鉄柱等の新設など	・高さが15メートルを超えるもの
工作物	上記以外の工作物の新設など	・高さが8メートルを超えるもの
	外観の変更など	・変更面積が全体の過半となるもの

(2)行為の制限

市域全域における基準を定めています。

建築物の高さ、形態・意匠、色彩などについて基準を定めています。

高さを除く基準について変更命令が可能となります。

使用できる色彩の範囲を数値で定めています。

2 . 小樽歴史景観区域における良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

(1)届出の対象行為

行為の区分		規模
	新築、増築、改築又は移転	・建築面積が 10 平方メートルを超えるもの
建築物		・床面積が 10 平方メートルを超えるもの
连来10	外観の変更など	・高さが5メートルを超えるもの
		・変更面積がその面の過半となるもの
	さく、垣、擁壁等の新設など	・高さが1.5メートルかつ長さが3メートルを超
		えるもの
工作物	上記以外の工作物の新設など	・高さが5メートルを超えるもの
		・長さが5メートルを超えるもの
	外観の変更など	・変更面積が全体の過半となるもの

(2)行為の制限

15地区それぞれについて基準を定めています。

建築物の高さ、形態・意匠、色彩などについて基準を定めています。

高さを除く基準について変更命令が可能となります。

使用できる色彩の範囲を数値で定めています。

第6章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針(本編P65)

景観重要建造物及び景観重要樹木について、今後の指定に向けて方針を定めています。

第7章 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限 に関する事項(本編P66)

屋外広告物についても良好な景観形成の保全の取組が重要となることから、次の誘導方針を定めています。

周囲の街並みや当該建築物と調和した設置、掲出方法等となるように努めます。

必要最小限の数や表示面積、高彩度の色彩を避けるなど本市の重要な景観の構成要素である自然景観や歴史的景観、眺望景観などに十分配慮するよう努めます。